事例で学ぶ

消費生活相談の関連法規

相談事例をとおして相談内容のポイントを探り、消費生活相談の現場に役立つ法規等の情報を届けます。

第7回

化粧品等の連鎖販売取引

洞澤 美佳
Horasawa Mika
弁護士
日弁連消費者問題対策委員会委員。第二東京弁護士会消費者問題対策委員会幹事。
第24次東京都消費生活対策審議会委員。

第7回は「連鎖販売取引」の事例を取り上げます。

事例

友人からSNSで「先輩と会おう」と誘われ、カフェに行くと友人と男性がいた。男性は将来のお金の不安をあおる話を始め、話が延々と続き、疲れて判断力がなくなった頃、マルチ商法の勧誘が始まった。入会金は24万8000円で、毎月16,000円の会費を支払ってシャンプーや化粧品を購入し、4人入会させると永久の権利が生じ、その人達から会費の15%が、さらにその4人が入会させた人からもお金が入るしくみになっているので将来お金に困ることはないと言われ、契約書にサインした。帰宅後、考え直してSNSで解約を申し出たが、これでよいだろうか。契約書の写しは受け取っていない。（20歳代　女性　給与生活者）

連鎖販売取引とは

特定商取引法（以下、法）における「連鎖販売取引」とは、以下の⑴～⑷の各要件をすべて満たす取引のことをいいます（法33条）。

⑴物品の販売または有償で行う役務の提供の事業（いずれもそのあっせんを含む）であって、
⑵販売の目的物たる物品の再販売、受託販売もしくは販売のあっせんをする者または同種役務の提供もしくはその役務の提供のあっせんをする者を
⑶特定利益を収受し得ることをもって誘引し、
⑷その者と特定負担を伴うその商品の販売もしくはそのあっせんまたは同種役務の提供もしくはその役務の提供のあっせんに係（かか）る取引（その取引条件の変更を含む）

⑴の要件は、ねずみ講と区別する要件です。ねずみ講は単なる金銭配当組織で、無限連鎖講防止法によって全面的に禁止されている行為です。

適用対象となる「物品」に不動産は含まれませんが、特に目的物に限定はなく、有体物たる動産はもちろん「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」も含まれます。また、法26条のような適用除外も設けられていません。

⑵の要件では、適用対象となる連鎖販売の取引類型が整理されています。なお、同種役務の提供等は、販売の代わりに物品の賃貸借やリースを行うような場合などをいいます。

⑶の要件の特定利益とは「その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあっせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部」をいいます。

特定利益は、自分の下に会員を増やすことで得られる利益のことであり、小売り利益は含ま

れません。具体的には特定商取引法施行規則24条１号～３号で定められており、１号はリクルート・マージン、「あなたが勧誘して組織に加入する人の提供する取引料の○○パーセントがあなたのものになる」と勧誘する場合など、２号は卸売利益、「あなたが勧誘して組織に加入する人が購入する商品の代金の○○パーセントがあなたのものになる」と勧誘する場合などを例としています。３号はスリーピング・マージンなど、「自分の配下の販売員の売上げについて歩合収入が得られる」「あなたが勧誘して組織に加入する人があれば統括者から一定の金銭がもらえる」等と勧誘する場合など、とされています＊1。

特定利益を収受し得ることをもって誘引すればよいので、特定利益が実現する必要はありません。

⑷の要件の特定負担とは「その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供」のことで、取引に伴う金銭的負担は特定負担となります。なお、入会時には金銭負担が求められていなくても、入会後に実際に商売を始めるに際し、別途商品購入等金銭負担が前提となっている契約の場合には、その負担は特定負担となります。書面上「商品購入はあくまでも参加者の自由です」との記載があっても取引の実質により判断されます＊2。

また、契約条件に特定負担のことが明記されていなくても、加入するために必要な金銭的負担をしたのであれば要件を満たします。

規制の概要

連鎖販売取引では、友人や知人を通じて勧誘される場合が多いと思いますが、その意味でも勧誘に先立って求められる氏名等の明示義務（法33条の２）は重要な規制です。勧誘者または一般連鎖販売業者は、統括者の氏名または名称も明示しなければなりません。

また、通信販売における規制と同様に広告規制があり、広告の表示事項が定められている（法35条）ほか、誇大広告等の禁止（法36条）、電子メール広告規制（法36条の３、同４）がされています。

その他、書面交付義務、勧誘行為規制が定められている点は、法で規制されているその他の取引類型と同様です。

なお、前述のとおり、連鎖販売取引では適用除外の規定はありませんが、以下の規制──不実告知・事実の不告知等の法34条所定の禁止行為、書面交付義務（法37条）、断定的判断の提供（法38条１項２号）、迷惑勧誘（法38条１項３号）、その他法38条１項４号・特商法施行規則31条で定められている禁止行為──は、店舗その他これに類似する設備（店舗等）によらないで取引をする個人を相手とする場合に限られます。これは、連鎖販売取引を規制する趣旨が、ビジネスに不慣れな個人を複雑でリスクの高い取引に出資させて、素人を外形上独立した事業者に仕立て上げる点に問題があるため、これらの者を保護することにあるからです。

民事ルール

連鎖販売取引では、㈠クーリング・オフ（法40条）、㈡取消権（法40条の３）、㈢中途解約権（法40条の２）の３種類が、民事ルールとして定められています。これらの適用も店舗等によらないで取引をする個人に限定されます。

㈠クーリング・オフは、クーリング・オフ期間が20日間です。起算点は、原則、法37条２項所定の契約書面を受領した日からですが、取引

＊1　村千鶴子『誌上法学講座－特定商取引法を学ぶ－改訂版』（独立行政法人国民生活センター、2016年）42ページ、『特定商取引に関する法律の解説 平成24年版』（消費者庁取引対策課　経済産業省商務流通保安グループ消費経済企画室、2014年）204ページ

＊2　＊1の205ページ

類型が「再販売」となる場合は、再販売をするために購入した商品の引き渡しを受けた日が、契約書面を受領した日よりも遅い場合には、商品の引き渡しを受けた日から計算をします。

(い)取消権は、勧誘に際して重要事項について不実の告知があり、または事実の不告知があったことにより誤認して意思表示をした場合に適用されますが、告知の主体が、統括者・勧誘者である場合と一般連鎖販売業者である場合とで適用の範囲が異なります(告知の主体が一般連鎖販売業者の場合は、事実の不告知による取消権の適用はありません)。

(う)中途解約権は、連鎖販売取引契約の解除とともに、関連して購入した商品の売買契約も解除できるので、商品の返品も可能です。ただし、連鎖販売取引契約は、契約を締結した日(取引条件の変更にかかる契約は除外されるので新規の契約に限る)から1年以内であること、売買契約は、商品の引き渡しを受けた日から90日間が経過していないことが必要です。解約に伴い発生する違約金の範囲が法によって限定されています。

本事例への当てはめの検討

本事例は、入会金を支払って組織の会員となり、毎月会費を支払い、シャンプーや化粧品といった物品を購入し、さらに友人や知人などに勧めて4人を入会させると、その人達から会費の15%が、さらにその4人が入会させた人からもお金が入ることをもって誘引しています。物品の販売の事業であって、物品の販売をする者をリクルート・マージン等の特定利益を収受し得ることをもって誘引し、入会金等の特定負担を伴う取引であることから、連鎖販売取引に当たります。4人入会させないと特定利益を収受する権利が発生しないようですが、要件の該当性との関係では特に問題とはなりません。

相談者は解約を希望していますが、法所定の契約書面を受領していないとのことなので、相談日が仮に契約書にサインをした日から20日間を超えていてもクーリング・オフが可能です。既にSNSで連絡を入れていますが、契約解除する旨を必ず書面で通知してください。

また、本事例では、マルチ組織の勧誘を始めるに際して、将来の不安をあおる話などマルチ商法とは無関係な話をしており、氏名等の明示義務が果たされていません。とりわけ、特定負担を伴う取引についての契約の締結を勧誘する目的である旨や、当該勧誘に係る商品または役務の種類がまったく明らかにされていないために、相談者は勧誘を受けている認識を持てていない点が問題ですので、違反行為として指摘してください。

さらに、本事例では「お金が入るしくみになっているので将来お金に困ることはない」と告げられています。連鎖販売取引は、利益の収受をもって誘引する点が特徴的な取引です。利益が得られる可能性、確実性等について事実と異なることを告げて、誤認させる場合は、特定利益に関する事項、または連鎖販売業に関する事項であって、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものに関する不実告知に当たると考えられます。

そのほか、相談者は、20歳代の給与生活者であり、独立した事業者として、勧誘活動を行ってビジネスを展開していくのに相応しい知識、経験および財産状況にあるかは疑わしいとも言えます。こういった属性についても聴き取りを丁寧に行い、事案に応じて適合性原則違反(法施行規則31条7号)に当たらないかなど、事業者との交渉に際して指摘する要素として検討してみてください。

※ ここに掲載する相談事例は、当時の法令や社会状況に基づき、1つの参考例として掲載するものです。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況や問題発生の時期などが異なれば、解決内容も違ってきます。